

○鳥取県警察の処務に関する訓令

昭和49年6月1日

本部訓令第5号

注 令和8年3月から改正経過を注記した。

鳥取県警察の処務に関する訓令を次のように定める。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 事務決裁

第1節 決裁手続（第3条・第4条）

第2節 専決、代決及び代行（第5条―第11条）

第3章 会議

第1節 通則（第12条・第13条）

第2節 部長会議（第14条）

第3節 部課長会議（第15条）

第4節 企画調整会議（第16条）

第5節 署長会議（第17条）

第6節 次席会議（第18条・第19条）

第7節 副署長等会議（第20条）

第8節 担当者的会議（第21条）

第4章 その他（第22条―第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、鳥取県警察の処務について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 参事官等 警察本部（以下「本部」という。）の総括参事官、参事官、参事監及び地域統括参事官をいう。

(2) 課長等 本部の課長、科学捜査研究所長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及

び機動隊長並びに警察学校長をいう。

- (3) 次席等 本部の次席、副隊長及び副校長をいう。
- (4) 決裁 法令等により権限と責任を付与された者（以下「権限を有する者」という。）が、その事務の処理について、最終的に意思を決定することをいう。
- (5) 専決 権限を有する者に代わつて、特定の事項を常時決裁することをいう。
- (6) 正当決裁権者 権限を有する者又は専決権者をいう。
- (7) 代決 正当決裁権者が不在の場合に、これに代わつて決裁することをいう。
- (8) 不在 出張、疾病その他の事由により決裁することができない状態をいう。
- (9) 代行 鳥取県公安委員会の権限に属する事務の一部を、常時警察本部長（以下「本部長」という。）に代わつて決裁することをいう。

第2章 事務決裁

第1節 決裁手続

（事務決裁の原則）

第3条 事務は、原則として、決裁を受けて処理しなければならない。

（専決、代決及び代行の原則）

第4条 事務は、次節に定めるところにより、専決、代決又は代行することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめその処理について指示を受けたものを除くほか、専決、代決又は代行してはならない。

- (1) 重要又は異例に属すると認めるとき（あらかじめ上司から指示された事務を含む。）。
- (2) 疑義があり、又は紛議を生じ若しくは生ずるおそれがあると認めるとき。
- (3) 自らの判断のみでは専決、代決又は代行することが適当でないと認めるとき。

2 専決又は代行した事務については、必要に応じ、上司に報告しなければならない。

3 代決した事項については、速やかに決裁権者の後閲を受けなければならない。ただし、軽易又は定例的なものについてはこの限りでない。

第2節 専決、代決及び代行

（部長及び課長等の専決事項）

第5条 本部の部長（以下「部長」という。）及び課長等は、本部長の権限に属する事務のうち、所掌事務に関して、それぞれ別表第1及び第2に掲げる事項について専決することができる。

2 前項の場合において、警察学校の事務に係る部長の専決は、警務部長が行う。

3 別表第1に掲げる事項が重複する場合は、重複する限度において別表第2によるものと

する。

(次席等の専決事項)

第6条 次席等は、別表第1及び別表第2に掲げる課長等の専決事項のうち、次に掲げるものについて専決することができる。

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第14条、第15条、第16条及び第17条（第1項第3号及び第4号に係る部分に限る。）に規定する休暇に関すること並びに職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年鳥取県条例第5号）第2条に規定する職務に専念する義務の免除に関すること。
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条に規定する部分休業に関すること。
- (3) 勤務命令及びその復命の受理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、課長等が本部長の承認を得て指定するもの

(署長の専決事項)

第7条 警察署長（以下「署長」という。）は、本部長の権限に属する事務のうち、別表第3に掲げる事項について専決することができる。

(副署長等、刑事官、管理官及び課長の専決事項)

第8条 警察署の副署長及び次長（以下「副署長等」という。）は、署長の権限に属する事務のうち、別表第4に掲げる事項について専決することができる。

- 2 警察署の刑事官及び管理官は、署長の権限に属する事務のうち、別表第4に掲げる事項（所掌事務のうち、定例又は軽易なものに限る。）について専決することができる。
- 3 警察署の課長（幹部派出所長を含む。）は、署長の権限に属する事務のうち、別表第4に掲げる事項（所掌事務のうち、定例かつ軽易なものに限る。）について専決することができる。

(警察署当直勤務員並びに幹部派出所、交番及び駐在所勤務員の専決事項)

第9条 警察署で当直勤務に従事する警察官は、署長の権限に属する事務のうち、別表第5に掲げる事項について専決することができる。ただし、重要若しくは処理上疑義があると認められるとき、又は不許可処分をしようとするときは、あらかじめ、署長の指揮を受けなければならない。

- 2 幹部派出所、交番又は駐在所に勤務する警察官は、署長の権限に属する事務のうち、別表第5に掲げる事項について専決することができる。ただし、重要若しくは処理上疑義があると認められるとき、又は不許可処分をしようとするときは、あらかじめ、署長の指揮

を受けなければならない。

3 前2項の規定により処理した事項は、速やかに、その結果を署長に報告しなければならない。

4 署長は、警察署の実情により、第2項に規定する専決事項を制限することができる。

(代決)

第10条 代決は、次の表の第1欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の第3欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
本部長	主務部長	本部長があらかじめ定める部長
部長	首席監察官又は参事官等（参事官及び参事監を除く。）	本部長があらかじめ定める課長等、被害者支援官、監査官、物品契約官、人材戦略官、企画官、監察官、人身安全対策官、組織犯罪対策官、交通規制官、航空官
課長等	附置機関の長又は次席等	課長等があらかじめ定める上席の職員
署長	副署長又は次長	署長があらかじめ定める上席の職員
次席等	課長等があらかじめ定める上席の職員	
副署長等	署長等があらかじめ定める上席の職員	
刑事官 管理官	署長等があらかじめ定める上席の職員	

2 前項の場合において、警察学校の事務に係る本部長の決裁については、警務部長が代決する。

(令8本部訓令8・一部改正)

(代行)

第11条 部長、課長等、署長及び幹部派出所長は、別に定めるところにより、本部長の専決に係る事務を代行することができる。

第3章 会議

第1節 通則

(会議の種類)

第12条 会議は、別に定めのあるもののほか、部長会議、部課長会議、企画調整会議、署長会議、次席会議、副署長等会議及び担当者会議とする。ただし、指示又は協議等の内容により、必要な職員を招集して会議を開くことができる。

(代理出席)

第13条 会議に招集された者が、事故その他の理由により出席できないときは、あらかじめその会議を招集した者の承認を得て、代理の者を出席させることができる。

第2節 部長会議

(部長会議)

第14条 本部長は、警察運営に関する重要な事項について意見を徴し、又は必要な指示を与えるため、随時部長会議を開催する。

2 部長会議の出席者は、部長、首席監察官、学校長及び本部長が指定する者とする。ただし、必要があるときは、中国四国管区警察局鳥取県情報通信部長（以下「情報通信部長」という。）の出席を求め、又は関係のある署長を出席させる。

3 部長会議の庶務は、警務部総務課（以下「総務課」という。）において処理する。

第3節 部課長会議

(部課長会議)

第15条 本部長は、警察運営に関し、各所属の連絡調整を図り、又は意見を徴し、若しくは必要な指示を与えるため必要があるときは、部課長会議を開催する。

2 部課長会議の出席者は、部長、参事官等、首席監察官、課長等、被害者支援官、監査官、物品契約官、人材戦略官、企画官、監察官、人身安全対策官、組織犯罪対策官、交通規制官、航空官及び本部長が指定する者とする。ただし、必要があるときは、情報通信部長の出席を求め、又は関係のある署長を出席させる。

3 部課長会議の庶務は、総務課において処理する。

（令8本部訓令8・一部改正）

第4節 企画調整会議

(企画調整会議)

第16条 本部長は、警察運営に関し、各部門の総合調整を図るため、企画調整会議を開催する。

- 2 企画調整会議の構成、任務、会議の手続、開催期日等については別に定める。

第5節 署長会議

(署長会議)

第17条 本部長は、警察の運営及び業務の推進に関して必要があるときは、署長会議を開催して意見を徴し、及び必要な指示を与える。

- 2 署長会議の出席者は、部長、参事官等、首席監察官、課長等、被害者支援官、監査官、物品契約官、人材戦略官、企画官、監察官、人身安全対策官、組織犯罪対策官、交通規制官、航空官及び署長並びに本部長が指定する者とする。
- 3 署長会議には、必要により情報通信部長の出席を求める。
- 4 署長会議の庶務は、総務課において処理する。

(令8本部訓令8・一部改正)

第6節 次席会議

(次席会議)

第18条 警務部長は、重要な案件の処理、連絡又は調整に関して次席会議を開催するものとする。

- 2 次席会議の出席者は、次席等及び警務部長が指定する者とする。
- 3 次席会議は、毎月1回一定の期日に開催するものとする。ただし、特に必要があるときは、臨時に開催することができる。
- 4 次席会議の庶務は、警務部警務課（以下「警務課」という。）において処理する。

第19条 削除

第7節 副署長等会議

(副署長等会議)

第20条 警務部長は、各警察署に関係のある重要な事案の処理等に関して必要があるときは、本部長の承認を得て、副署長等会議を開催して意見を徴し、及び必要な指示を与えることができる。

- 2 副署長等会議の出席者は、副署長等及び警務部長が必要と認めた者とする。
- 3 副署長等会議の庶務は、警務課において処理する。

第8節 担当者会議

第21条 部長又は課長等は、主管事務について必要があるときは、本部長の承認を得て、各警察署の主管事務担当者を招集して担当者会議を開催することができる。

第4章 その他

(非常持出し)

第22条 重要書類及び重要物品は、災害その他非常の場合に備えるため、「非常持出」と表示した保管庫等に保管しなければならない。

(名称の表示等)

第23条 運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、音楽隊、鉄道警察隊、航空隊、警察学校、試験場、交通反則通告センター及び警察署並びに幹部派出所、交番及び駐在所には、標札等により、次の各号に定める名称を表示し、かつ、幹部派出所、交番及び駐在所にあつては、赤色の標灯を掲げなければならない。

- (1) 運転免許課 鳥取県警察運転免許課
- (2) 交通機動隊 鳥取県警察交通機動隊
- (3) 高速道路交通警察隊 鳥取県警察高速道路交通警察隊
- (4) 機動隊 鳥取県警察機動隊
- (5) 音楽隊 鳥取県警察音楽隊
- (6) 鉄道警察隊 鳥取県警察鉄道警察隊
- (7) 航空隊 鳥取県警察航空隊
- (8) 警察学校 鳥取県警察学校
- (9) 試験場 鳥取県運転免許試験場
- (10) 警察署 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年鳥取県条例第30号）の定める名称（庁舎の構造その他との調和を考慮して、県名を省略することができる。）
- (11) 交通反則通告センター 鳥取交通反則通告センター
- (12) 幹部派出所、交番及び駐在所 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の定める名称

2 前項に定めるもののほか、名称を表示することが適当と認められる組織については、本部長の承認を得て、前項に準じて表示するものとする。

(令8本部訓令8・一部改正)

(警察沿革誌)

第24条 警察署には、警察沿革誌を備え、次の事項を項目別及び年月日順にその都度記録しなければならない。

- (1) 署名、管轄区域、庁舎及び敷地の沿革
- (2) 管轄区域内各市町村別毎年の面積、世帯数及び人口

- (3) 交番、駐在所等の設置、移転、統廃合並びに所管区及び巡連区の変更
- (4) 職員の増減
- (5) 署長の異動及びその階級、氏名
- (6) 管内に発生した重要事件、事故（災害を含む。）の概要及び処理状況
- (7) 職員又は警察に寄与した部外者の功績で特に顕著なもの
- (8) その他将来の参考になると認められる事項

（管内図の備付け）

第25条 警察署には、次の各号に掲げる事項を表示した管内図を備えなければならない。

- (1) 警察署の位置、管轄区域及び鉄道、道路、航空路等の状況
- (2) 交番、駐在所の位置及び所管区、巡連区の状況
- (3) 警察通信の状況
- (4) 官公署、学校その他警察上必要な箇所

（警察署の細則）

第26条 署長は、この訓令の施行に必要な細則を定め、又はこれを変更しようとするときは、本部長の承認を受けなければならない。ただし、定例又は軽易な変更を行う場合においては、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

（鳥取県警察処務規程の廃止）

- 2 鳥取県警察処務規程（昭和38年4月鳥取県警察本部訓令第7号）は、廃止する。

（経過規定）

- 3 この訓令の施行前に、鳥取県警察処務規程の規定により行われた手続その他の行為は、この訓令の相当規定により行われたものとみなす。

附 則（昭和50年3月17日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年12月11日本部訓令第9号）

この訓令は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日本部訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年2月1日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和53年2月1日から施行する。

附 則（昭和54年1月26日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月27日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年5月12日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和58年5月12日から施行する。

附 則（昭和61年3月28日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年7月16日本部訓令第16号）

この訓令は、昭和61年7月16日から施行する。

附 則（昭和62年3月26日本部訓令第13号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月18日本部訓令第10号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月17日本部訓令第5号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年8月1日本部訓令第19号）

この訓令は、平成元年8月1日から施行する。

附 則（平成2年3月15日本部訓令第4号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年2月25日本部訓令第2号）

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成4年3月23日本部訓令第7号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月24日本部訓令第8号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年7月3日本部訓令第19号）

この訓令は、平成4年7月3日から施行する。

附 則（平成 5 年 7 月 21 日本部訓令第 15 号）

この訓令は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 6 月 6 日本部訓令第 14 号）

この訓令は、平成 6 年 6 月 6 日から施行する。

附 則（平成 6 年 9 月 30 日本部訓令第 19 号）

この訓令は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 12 月 28 日本部訓令第 31 号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 15 日本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 10 月 1 日本部訓令第 12 号）

この訓令は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 19 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成 10 年 3 月 24 日から施行する。ただし、〔中略〕第 2 条の教頭に関する
〔中略〕規定は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 9 月 10 日本部訓令第 12 号）

この訓令は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 4 月 1 日本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 2 月 13 日本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 28 日本部訓令第 9 号）

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日本部訓令第 9 号）

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日本部訓令第 10 号）

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 16 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 18 年 8 月 9 日本部訓令第 24 号）

この訓令は、平成18年8月9日から施行する。

附 則（平成19年1月5日本部訓令第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年7月19日本部訓令第19号）

この訓令は、平成19年7月19日から施行する。

附 則（平成20年12月10日本部訓令第23号）

この訓令は、平成20年12月10日から施行する。

附 則（平成23年5月26日本部訓令第10号）

この訓令は、平成23年5月26日から施行する。

附 則（平成24年2月7日本部訓令第5号）

この訓令は、平成24年2月7日から施行する。

附 則（平成25年2月21日本部訓令第3号）

この訓令は、平成25年2月21日から施行する。

附 則（平成25年3月25日本部訓令第6号）

この訓令は、平成25年3月25日から施行する。

附 則（平成25年7月10日本部訓令第10号）

この訓令は、平成25年7月23日から施行する。

附 則（平成26年5月27日本部訓令第12号）

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成27年3月6日本部訓令第3号）

この訓令は、平成27年3月9日から施行する。

附 則（平成28年6月20日本部訓令第16号）

この訓令は、平成28年6月20日から施行する。

附 則（平成29年6月9日本部訓令第19号）

この訓令は、平成29年6月14日から施行する。

附 則（平成30年3月20日本部訓令第6号）

この訓令は、平成30年3月26日から施行する。

附 則（平成31年3月7日本部訓令第7号）

この訓令は、平成31年3月11日から施行する。

附 則（令和元年11月1日本部訓令第5号）

この訓令は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和２年３月１８日本部訓令第６号）

この訓令は、令和２年３月２３日から施行する。

附 則（令和２年３月２６日本部訓令第８号）

この訓令は、令和２年３月２６日から施行する。

附 則（令和２年３月３１日本部訓令第１１号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２５日本部訓令第８号）

この訓令は、令和４年３月２８日から施行する。

附 則（令和５年２月２４日本部訓令第４号）

この訓令は、令和５年３月１３日から施行する。

附 則（令和６年１月１５日本部訓令第１号）

この訓令は、令和６年２月１日から施行する。

附 則（令和６年３月１日本部訓令第４号）

この訓令は、令和６年３月２５日から施行する。

附 則（令和７年３月１１日本部訓令第９号）

（施行期日）

- この訓令は、令和７年３月２４日から施行する。

（鳥取県警察照会センターの運用管理に関する訓令の廃止）

- 鳥取県警察照会センターの運用管理に関する訓令（平成１８年鳥取県警察本部訓令第１号）は、廃止する。

附 則（令和８年３月１２日本部訓令第８号）

この訓令は、令和８年３月２７日から施行する。

別表第１

部長及び課長等の共通専決事項

	部長共通専決事項	課長等共通専決事項
警務部、生活安全部、刑事部、交通部及び警備部並びに警察学校共	1 部内各課の総合調整に関すること。 2 定例又は軽易な事務の計画又は実施方針の決定に関すること。 3 定例又は軽易な申請、報告、	1 所属職員（以下この表において「課員等」という。）に対する事務のうち次に掲げるもの (1) 課員等の分担事務の決定（課長補佐以上のものに係るものを除く。） (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例

通	照会、通達、調査、回答及び統計（集計）に關すること。 4 定例又は輕易な承認、証明及び手配に關すること。 5 教養資料、統計資料及び広報資料の収集又は作成に關すること。 6 投書（警察職員に係るものを除く。）の處理に關すること。 7 報道機關に対する定例的又は輕易な広報資料の提供に關すること。 8 他官庁又は他機關との連絡調整に關すること。 9 課長等及び管理官、調査官、參事並びにこれらに相當する職にある職員に対する内國旅行の旅行命令（國費支弁のものを除く。）に關すること。 10 前各号に掲げるもののほか、定例又は輕易な事務に關すること。	（平成6年鳥取県条例第35号）第14条、第15条、第16条及び第17条（第1項第3号及び第4号に係る部分に限る。）に規定する休暇に關すること並びに職務に専念する義務の特例に關する条例（昭和26年鳥取県条例第5号）第2条に規定する職務に専念する義務の免除に關すること。 (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条に規定する部分休業に關すること。 (4) 裁判所等の召喚についての承認に關することで輕易なもの (5) 内國旅行の旅行命令（國費支弁のものを除く。）に關すること。 (6) 勤務命令及びその復命の受理に關すること。 2 定例かつ輕易な事務の計画又は実施方針の決定に關すること。 3 定例かつ輕易な申請、報告、照会、通達、調査、回答及び統計（集計）の處理に關すること。 4 定例かつ輕易な承認、証明（台帳等に記載してある事項に限る。）及び手配に關すること。 5 定例又は輕易な教養資料、統計資料及び広報資料の収集又は作成に關すること。 6 輕易な事項に係る投書（職員に係るものを除く。）の處理に關すること。 7 報道機關に対する定例かつ輕易な広報資料の提供に關すること。 8 他官庁又は他機關との連絡調整に關する
---	--	--

		ことで定例かつ軽易なもの 9 事務の基礎となる資料、記録、カード等の整備及び保管に関すること。 10 課員等以外の者に対する内国旅行の旅行依頼（国費支弁のものを除く。）に関すること。 11 課員等に対する通勤手当、住居手当、単身赴任手当及び扶養手当に係る確認並びに決定に関すること。 12 前各号に掲げるもののほか、定例かつ軽易な事務の処理に関すること。
生活安全部、刑事部、交通部及び警備部共通	1 本部長指揮事件及び即報事件のうち、軽易かつ社会的に影響の少ないものの指揮又は処理に関すること。 2 犯罪捜査のため必要な情報の処理に関すること。 3 犯罪捜査の応援のため部課員を警察署に派遣すること。	1 犯罪捜査の指揮に関することで軽易なもの 2 緊急配備並びにこれに関連する手配及び解除に関すること。 3 各種手配及び解除に関すること。（指名手配を除く。） 4 各種令状の請求又は執行に関すること。（重要なものを除く。） 5 各県の事実照会に関すること。 6 犯罪捜査のため必要な情報の処理に関することで軽易なもの

別表第 2

（令 8 本部訓令 8 ・一部改正）

部長及び課長等の個別専決事項

	部長個別専決事項	課長等個別専決事項
総務課	1 県議会との連絡に関することで軽易なもの	1 公安委員会の処務のうち、定例かつ軽易なもの
広報県民課	1 警察機関誌の編集及び発行に関すること。	1 広報に関することで軽易なもの 2 警察音楽隊の派遣及び訓練に関すること。 3 警察安全相談に関することで軽易なもの

会計課		1 負担金、補助金、その他これらに類する歳入金の調定に関する事。 2 前号のほか一件500万円未満の歳入金の調定に関する事。 3 一件2,000万円未満の支出負担行為（工事請負に係るものを除く。） 4 支出命令 5 戻入金の調定及び歳入戻出に関する事。 6 非常勤職員（特別職）、会計年度任用職員及び臨時的任用職員に係る給与の支出に伴う法定控除、証明又は報告に関する事。 7 県有物品の出納、保管・保管換に関する事。 8 無償使用する国有物品の管理に関する事務のうち次に掲げるもの (1) 物品の供用・供用換 (2) 通信物品及び取得価格50万円未満の物品の返納 (3) 予定価格50万円未満の物品の修繕・改造の請求 (4) 通信物品の無償使用申請及び返還 (5) 物品の検査（特異な場合を除く。） 9 設計金額が6,000万円未満の工事に係る起工の決定及び設計の変更に関する事（交通安全施設に係るものを除く。）。 10 指名競争入札に参加させる者の決定に関する事。 11 随意契約による見積書の提出者の決定に関する事。 12 一件6,000万円未満の工事に係る予定価格及び最低制限価格の決定に関する事。
-----	--	--

		13 入札の執行及び落札者の決定に関すること。 14 随意契約による契約相手方の決定に関すること。 15 一件6,000万円未満の工事請負契約（締結の決定）に係る支出負担行為 16 一件6,000万円未満の工事に係る工事内容の変更及び工期の変更に関すること（交通安全施設に係るものを除く。）。 17 一件6,000万円未満の工事に係る工事請負代金の額の変更に関すること。 18 工事監督の命令に関すること。（交通安全施設に係るものを除く。） 19 工事の完成検査の命令に関すること（交通安全施設に係るものを除く。）。 20 行政財産の軽易な使用許可に関すること。 21 公有財産の軽易な原形の変更に関すること。 22 公有財産の登記又は登録に関すること。 23 公有財産の取得、管理又は処分に係る事務手続終了の報告に関すること。 24 本部庁舎（付属又は分散庁舎を含む。）における火気使用の承認に関すること。 25 前各号に掲げるもののほか軽易なもの
警務課	1 職員（警部補以上の階級にある警察官及びこれに相当する警察行政職員を除く。）の任用に関すること。 2 非常勤職員（特別職）、会計年度任用職員及び臨時的任用	1 職員の募集及び試験に関することで定例又は軽易なもの 2 訓令その他の重要な公文書類の審査に関すること。 3 事務能率の増進に係る基礎資料の収集に関すること。

	職員の任免及び給与の決定に関すること。	4	職員の勤務及び服務に関することで軽易なもの
3	職員（警視以上の階級にある警察官及びこれに相当する警察行政職員を除く。）の休職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に該当する場合に限る。）、復職、療養及び職務復帰に関すること。	5	県本部の当直勤務に関すること。
		6	職員（警視以上の階級にある警察官及びこれに相当する警察行政職員を除く。）の願い、届けの処理に関することで定例又は軽易なもの
4	警視以上の階級にある警察官及びこれに相当する警察行政職員の願い、届けの処理に関することで定例又は軽易なもの	7	被服の支給及び装備品の貸与に関すること。
5	事務の合理化作業の実施に関すること。	8	拳銃及び弾の管理に関すること。
6	司法警察員の指定及び解除に関すること。	9	警備装備品の運用管理に関すること。
7	支給品及び貸与品の管理に関すること。	10	本部車両の使用統制に関すること。
8	職員の給与に関することで定例又は軽易なもの	11	自動車整備工場の運営に関すること。
9	職員（警視以上の階級にある警察官及びこれに相当する警察行政職員を除く。）の職務上必要な研修のための派遣又は入校に関すること。ただし、警察大学校警部任用科、特別捜査幹部研修所その他これに準ずる研修の場合を除く。	12	車両の運用管理に関することで定例又は軽易なもの
10	本部職員の定例的な教養訓	13	職員の給与に関することで定例かつ軽易なもの
		14	警察行政に関する企画及び総合調整に必要な資料の収集に関すること。
		15	本部宿舍の入居割当てに関すること。
		16	術科関係用具の管理に関すること。
		17	図書の推薦及び紹介に関すること。

	練の実施に関すること。 11 警察術科技能検定の実施に関すること。	
厚生課	1 職員の福利厚生に関すること で定例又は軽易なもの 2 職員の恩給及び公務災害補償 に関すること で定例又は軽易なもの	1 職員の福利厚生に関すること で定例かつ 軽易なもの 2 職員の公務災害に関すること で定例かつ 軽易なもの 3 児童手当の認定事務に関すること。
情報管理課	1 警察統計（犯罪統計を除く。） に関すること。	1 公文書類の接受及び発送に関すること。 2 電子計算組織関係資料の送受信に関すること。
監察課	1 監察に関すること で定例又は 軽易なもの 2 訟務に関すること で軽易なもの	1 随時監察の実施に関すること で軽易なもの 2 特別監察の実施に関すること で軽易なもの 3 留置業務に関すること。
生活安全企画課	1 不発弾等の処理要請に関すること。	1 要保護者の取扱いに関すること。 2 不発弾等の発見、拾得届の処理に関すること。
少年・人身安全対策課	1 行政手続法（平成5年法律第88号）第19条第1項（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第5条第4項において準用する場合を含む。）の規定による主宰者の指名に関すること。	1 少年補導に関すること。 2 非行少年の捜査、調査及び補導に関すること で軽易なもの 3 要保護・被害少年の取扱いに関すること で軽易なもの 4 少年警察ボランティアの運用に関すること。 5 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に基づく次の事項に関すること。 (1) 第4条第1項の規定による警告の申出の受理及び警告

		(2) 第4条第3項の規定による警告の内容及び日時の通知 (3) 第4条第4項の規定による警告をしなかった旨及び理由の通知 (4) 第5条第1項の規定による禁止命令等の申出の受理 (5) 第5条第2項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞 (6) 第5条第3項前段の規定による禁止命令等の申出の受理及び禁止命令等 (7) 第5条第3項後段の規定による意見の聴取 (8) 第5条第6項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による禁止命令等の内容及び日時の通知 (9) 第5条第7項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による禁止命令等をしなかった旨及び理由の通知 (10) 第5条第9項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分の申出の受理 (11) 第7条第1項の規定による援助の申出の受理及び援助 (12) 第13条第1項の規定による警告に係る報告徴収等 (13) 第13条第2項の規定による禁止命令等に係る報告徴収等
		6 ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）第8条の規定による他の警察本部長への通知
地域課	1 交番、駐在所の移転、廃止、	1 地域警察官の勤務方法及び勤務条件の調

	統合についての調査に関する こと。 2 臨時交番等の設置に関する こと。 3 雑踏警備の警備方針の策定及 びその実施に関することで定 例又は軽易なもの 4 地域警察官の活動計画の調整 に関すること。 5 緊急配備の運用に関するこ と。 6 非常通報装置の設置及び運用 に関することで定例又は軽易 なもの 7 通信指令システムに関するこ とで定例又は軽易なもの	査に関すること。 2 列車その他交通機関への警乗及び銀行券 輸送の警備に関すること。 3 水難、山岳遭難に関すること。 4 雑踏警備の実施に関することで軽易なも の 5 無線自動車の統制及び通信指令業務に関 することで定例又は軽易なもの 6 緊急配備の運用に関することで定例又は 軽易なもの 7 警察署等の緊急配備計画の策定及び変更 の報告に関すること。 8 非常通報装置の設置及び運用に関するこ とで定例かつ軽易なもの 9 有線通信に関することで定例又は軽易な もの 10 通信指令システムに関することで定例か つ軽易なもの 11 110番通報に係る発信者情報等の照会に 関すること。
刑事企画課	1 犯罪統計に関すること。	1 犯罪手口資料の利用又は処理に関するこ と。 2 指名手配及び解除に関すること（身柄の受 渡しを含む。）。
捜査第一課	1 告訴、告発に関すること。た だし、職員に係るものを除く。	1 機動捜査隊の運営に関すること。 2 刑事日報に関すること。 3 品触に関すること。 4 移動警察の運用に関すること。 5 明らかに犯罪に起因しないと認められる 異常死体の処理に関すること。 6 身元不明変死体の手配に関すること。

		7 告訴、告発に関することで単純なもの。ただし、職員に係るものを除く。
捜査第二課	1 告訴、告発に関することで。ただし、職員に係るものを除く。 2 暴力団対策に関することで定例又は軽易なもの 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく次の事項に関すること。 (1) 第32条の3第8項の規定による都道府県センターに対する配慮のうち情報の提供（定型的なものを除く。）、暴力団員に対する警告及び申出人等の保護その他の措置 (2) 第35条第4項の規定による仮の命令の他の公安委員会への通知及び受理 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号）第3条第1項の規定による主宰者たる意見聴取官の決定に関すること。 5 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第11条の規定による都道府県センターの	1 告訴、告発に関することで単純なもの。ただし、職員に係るものを除く。 2 暴力団対策に関することで定例かつ軽易なもの 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく次の事項に関すること。 (1) 第15条第4項及び第30条の11第3項の規定による仮の命令に係る標章の貼付け (2) 第15条第5項及び第30条の11第4項の規定による仮の命令に係る標章の取除き (3) 第32条の3第8項の規定による都道府県センターに対する配慮のうち定型的な情報の提供その他の措置 (4) 第35条第5項に規定する仮の命令に係る意見聴取の通知及び公示 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）に基づく次の事項に関すること。 (1) 第37条の規定による移送通知書の送付 (2) 第38条の規定による標章の取除き

	業務運営に係る援助の申出の受理に関する事。	
鑑識課	1 鑑定の囑託に関する事。 2 海外渡航者の犯罪経歴の証明に関する事。	1 機動鑑識班の運用に関する事。 2 家出人票及び身元不明死体票の利用又は処理に関する事。 3 鑑定及び検査の実施に関する事。 4 指紋資料の処理に関する事。 5 警察犬の運用に関する事。 6 足こん跡の処理に関する事。 7 鑑識写真の処理に関する事。 8 鑑識資器材の管理に関する事。
科学捜査研究所	1 鑑定の囑託に関する事。	1 法医、化学、物理、文書及び心理等の鑑定及び検査の実施に関する事。
交通企画課	1 交通安全についての企画及び指導に関する事で軽易なものの 2 交通安全教育の実施に関する事。 3 交通広報に関する事で定例又は軽易なもの 4 交通統計に関する事。	1 交通安全についての企画及び指導に係わる調査に関する事。 2 交通安全教育の実施に関する事で軽易なもの 3 交通統計に関する事で軽易なもの 4 交通安全施設に関する設計金額が6,000万円未満の工事の起工の決定及び設計の変更に関する事。 5 交通安全施設に関する工事の監督の命令に関する事。 6 交通安全施設に関する工事の完成検査の命令に関する事。 7 交通安全施設に関する設計金額が6,000万円未満の工事内容の変更、工期の変更及び請負代金の額の変更の協議に関する事。
交通指導課	1 交通取締りの実施に関する事。	1 交通取締りの実施に関する事で定例又は軽易なもの 2 道路交通法(昭和35年法律第105号)第127

		条第2項の規定に基づく通知及び通告の決定 3 交通反則該当事件として検察庁から逆送された事件の処理
運転免許課		1 90日未満の期間の運転免許の保留に関する事 こと。 2 運転免許の保留の期間の短縮に関する事 こと。 3 90日未満の期間の運転免許の効力の停止に関する事 こと。 4 運転免許の効力の停止の期間の短縮に関する事 こと。 5 道路交通法第104条の2の3第1項の規定に基づく運転免許の効力の停止に関する事 こと。 6 聴聞及び意見の聴取の期日、場所の決定、通知及び公示に関する事 こと。 7 仮運転免許試験の結果の判定及び停止並びに合格決定の取消しに関する事 こと。 8 仮運転免許の取消しに関する事 こと。 9 免許試験の企画及び調査に関する事 ことで定例又は軽易なもの
交通機動隊		1 交通機動隊の運用に関する事 こと。
高速道路交通警察隊		1 高速道路交通警察隊の運用に関する事 こと。
警備第一課	1 警備情報の処理に関する事 ことで定例又は軽易なもの	1 警備情報の処理に関する事 ことで定例かつ軽易なもの 2 警備犯罪の捜査に関する事 ことで軽易なもの
警備第二課	1 警備方針の策定及びその実施に関する事 （地域課の所掌に	1 災害情報の処理に関する事 ことで軽易なもの

	属するものを除く。) で定例又は軽易なもの	2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第158条第2項に基づく、特殊標章及び身分証明書の交付等に関すること（別表第3の8に掲げる事項を除く。）。)
外事課	1 警備情報の処理に関すること で定例又は軽易なもの	1 警備情報の処理に関すること で定例かつ軽易なもの 2 警備犯罪の捜査に関すること で軽易なもの
機動隊	1 機動隊の待機及び待機解除に 関すること。 2 警備出動に関すること で軽易なもの	
警察学校		1 学校施設の維持管理に関すること で軽易なもの 2 学生の見学に関すること。 ただし、県外に及ぶ場合又は宿泊を要する場合を除く。

別表第3

警察署長の専決事項

1 所属職員（以下この表において「署員」という。）の分担事務を決定すること。ただし、課長以上の職にある者の分掌を異動する場合、その他別に定めのある場合を除く。
2 署長に対する内国旅行の旅行命令（国費支弁のものを除く。）その他の勤務命令及びその復命の受理に関すること。
3 署員の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第14条、第15条、第16条及び第17条（第1項第3号及び第4号に係る部分に限る。）に規定する休暇に関すること並びに職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年鳥取県条例第5号）第2条に規定する職務に専念する義務の免除に関すること。
4 署員の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条に規定する部分休業に関すること。
5 署員に対する裁判所等の召喚についての承認に関すること。
6 署員に対する通勤手当、住宅手当、単身赴任手当及び扶養手当に係る確認及び決定に関

すること。

- 7 署員に対する内国旅行の旅行命令（国費支弁のものを除く。）その他の勤務命令及びその復命の受理に関すること。
- 8 署員以外の者に対する内国旅行の旅行依頼（国費支弁のものを除く。）に関すること。
- 9 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第158条第2項に基づく、署員に対する特殊標章及び身分証明書の交付等に関すること。

別表第4

副署長等、刑事官、管理官及び課長の専決事項

- 1 物品の取扱いの記録のうち異常がなかった旨報告するもの
- 2 業務遂行のため必要な物品の調達に関する警察部内の他所属に対する申請等
- 3 署長が定めた方針に従い実施される業務に係る計画書、予定表等
- 4 署長による警察署の運営方針に沿った指導・教養の実施記録等
- 5 個々の職員の勤務状況等の記録
- 6 入手の都度の署長への報告等を必要としない情報
- 7 警察情報システム等を利用した照会、資料の出力等の記録
- 8 一度決裁を受ければ包括的に判断が行われたと認められる一連の業務
- 9 職員の福利厚生等に係る業務のうち職員が一定の要件を満たしていることを確認するもの
- 10 内容により明らかに署長まで上げる必要のないもの

別表第5

警察署当直勤務員並びに幹部派出所、交番及び駐在所勤務員の専決事項

- 1 道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条第3項の規定に基づく制限外積載の許可に関する事項